

令和6年度 福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和6年10月1日(火) 13:52~14:15

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 2人(定数3人)
中村 匠吾
丸谷 浩介(部会長)

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
野中 篤志
牧原 広幸
三島 慎一

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
志賀 健一
庄崎 秀昭
久田 裕彦

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 議 事

(1) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長 ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会第3回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

 なお、本会議は公開としています。傍聴人はいらっしゃいません。

 次に本日の委員の出欠及び定足数につきまして、事務局より報告を求めます。

室 長 補 佐 本日は公益代表委員の佐藤委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数を満たされており、本専門部会は成立している旨、御報告します。

 なお、これ以降部会の名称については、略称を用います。

部 会 長 それでは、本日の議事録の確認につきまして、

 労働者代表委員 三島委員

 使用者代表委員 庄崎委員

 をお願いいたしますが、よろしくをお願いいたします。

三 島 委 員
庄 崎 委 員

(承 諾)

部 会 長 それでは、議事(1)の福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正についてです。

 第2回専門部会では、労働者代表委員は基幹産業に相応しい優秀な人材を確保する必要性があることから、福岡県の地域別最低賃金の上げ幅5.42パーセントを根拠に、プラス57円を当初主張されておりました。その後協議を行った結果、隣県の大分県の鉄鋼業特定最賃が地域別最賃のプラス55円であることから、これを反映しまして福岡県でも現在の特定最低賃金である1,053円にプラス55円の1,108円に歩み寄られました。

 使用者代表委員は、人材不足に加えて、鋼材の需要の先行きが不透明であること、また地域最賃との差が大きいところから、慎重に判断したいと主張され、地域別最低賃金の引上げ金額と同じくプラス51円の1,104円を主張されました。以上のようなまとめ方で、労使双方よろしいでしょうか。

労 使 委 員

(異議なし)

部 会 長 それでは本日の進め方ですが、最初に双方の現時点でのお話をいただき、そしてその後二者協議に入っていきたいと思っております。

 前回、それぞれの御主張をお尋ねして、検討をお願いしたところでございます

が、本日はその検討状況を含め、労使双方から個別にお話をお伺いしながら進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

労使委員

(承諾)

部会長

それでは、今回は労働者代表委員からお話を伺ったので、本日は使用者側代表委員方から現時点でのお考えを話していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

久田委員

はい、少し公益委員の先生の発言とは異なっておりますけれど、使用者側の考えをお話したいと思います。

前回の協議で使用者側は、地域別最低賃金の引上げ額と同額のプラス 51 円とし 1,104 円としたいと報告させていただきました。

一方、労働者側は地域別最低賃金の引上げ率と同一の引上げプラス 57 円を要求されましたけれども、その後譲歩しプラス 55 円とされました。

労働者側が早期決着に向け柔軟な姿勢を示したことに敬意を表する次第であります。

前回の交渉を踏まえ、使用者側で慎重に議論をした結果、鉄鋼業の取り巻く環境が弱腰基調となっており、先行き不透明感があるものの物価上昇や生活コスト増大への対応、労働者のモチベーションの向上、人材の確保からの観点から最低賃金の引上げは必要であると認識しており、また、労働者側との早期の妥結が必要となりまして、前回の主張にプラス 2 円のプラス 53 円、よって 1,106 円で妥結を目指したいと考えており、労働者側の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

部会長

はい、ありがとうございます。

前回から譲歩いただきまして 53 円、1,106 円で御主張なされたということでございます。

それでは、労働者代表委員からお願いいたします。

野中委員

労働者側の野中から発言させていただきたいと思います。

私の方から前回 57 円の提示をさせていただいて、その後 2 円歩み寄るという形で 55 円を締めさせていただきました。

その後、労働者側としては特定最低賃金が地域別最低賃金に対す優位性を担保するという考え方のもと、当時地域別最低賃金の引上げ額 51 円プラスアルファとして 55 円を確保したいとの思いは強くあります。

しかしながら、前回の専門部会において引上げの必要性においては、鉄鋼産業

の状況、また優秀な人材の確保、定着といった課題、そちらについては労使共通の認識であるという確認がとれたということでございました。

前回使用者側から1回目の金額提示におきましても、地域別最低賃金の引上げ額の51円という額が示され、さらに本日53円の数字が提示されました。こちらにつきましては、我々労働者側も真摯に受け取りまして、前回提示の55円からさらに2円を歩み寄る形で53円を提示させていただき妥結をさせていただければと思っています。よろしくお願いします。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、使用者側の御主張53円、労働者側の御主張53円で1,106円という数字が一致したということになりますので、ここで全会一致ということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、これにて全会一致で協議が生じたということです。

ただ今、労使双方から引上げ額について、それぞれ回答をいただきました。

53円ということで、金額にいたしまして1,106円とすることで一致したということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(承 諾)

部 会 長

ありがとうございます。

また、発効日については、第1回専門部会で座長から発言がありましたとおり、福岡の統一発効日である令和6年12月10日を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(承 諾)

部 会 長

それでは、改めまして鉄鋼業最低賃金額を53円引上げることとし、時間額1,016円、発効日につきましては12月10日として、公労使三者での全会一致による決議としてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

それでは、ただ今の決定事項を審議会あてに製鉄、鉄鋼業専門部会として報告

します。

事務局 (報告書(案)準備)

部会長 事務局は、報告書(案)を配付してください。

事務局 (報告書(案)配付)

部会長 事務局は、報告書(案)を読み上げてください。

室長補佐 (報告書(案)朗読)

部会長 ありがとうございます。
ただ今の報告書(案)でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 それでは、この報告書(案)の(案)を取り、報告書として福岡地方最低賃金審議会に報告します。

今回は全会一致の決議でしたので、8月21日開催の第5回本審で決議いただいたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、「専門部会が全会一致の決議を行った場合には、審議会の決議とする」取扱いとなります。これにより、専門部会長が当部会の本日の決定事項について、福岡地方最低賃金審議会の会長名により福岡労働局長に対して答申を行うこととなります。

したがいまして、部会長の私から福岡労働局長へ答申します。

それでは、事務局は、答申文(案)を準備してください。

事務局 (答申文(案)準備)

部会長 事務局は、答申文(案)を配付してください。

事務局 (答申文(案)配付)

部会長 事務局は、答申文(案)を読み上げてください。

室長補佐 (答申文(案)朗読)

再度、来年度に向けて検討課題とさせていただきたいと思います。
ほかに御意見、御質問はありますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 事務局から何かありますでしょうか。

室 長 補 佐 (今後の意見公示等について説明)

部 会 長 どうもありがとうございました。
これを持ちまして、専門部会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。